

令和6年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和6年8月28日（水曜日）

議事日程第1号

令和6年8月28日（水曜日）午前10時開会

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期決定

第3. 提出議案の説明

報告第13号 1件

認定第1号から認定第14号まで 14件

議案第109号から議案第124号まで 16件

第4. 議案第109号 由利本荘市監査委員の選任について

第5. 議案第110号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第6. 先決を要する提出議案に対する質疑

第7. 先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第8. 委員長審査報告

第9. 報告第13号 令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告

第10. 議案第117号 令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第10号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員（21人）

1番 阿部十全	2番 小川幾代	3番 佐藤正人
4番 佐々木隆一	5番 大友孝徳	6番 松本学
7番 佐藤義之	8番 佐藤健司	9番 小松浩一
10番 泉谷赳馬	11番 甫仮貴子	12番 堀井新太郎
14番 三浦晃	15番 正木修一	16番 吉田朋子
17番 高橋信雄	18番 伊藤順男	19番 高橋和子
20番 渡部聖一	21番 三浦秀雄	22番 長沼久利

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 湊貴信	副市長 佐々木司
副市長 三森隆	監査委員 鈴木祐悦
教育長 秋山正毅	企業管理者 三浦守
総務部長 高橋重保	企画振興部長 阿部徹

市民生活部長	遠藤裕文	健康福祉部長	小松等
産業振興部長	齋藤喜紀	観光文化スポーツ部長	今野和司
建設部長	原敬浩	教育次長	熊谷信幸
企業局長	五十嵐保		

議会事務局職員出席者

局長	鎌田直人	次長	齋藤剛
書記	村上大輔	書記	松山直也
書記	高野周平		

午前10時00分開会

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまより、令和6年8月19日告示招集されました令和6年第3回由利本荘市議定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長並びに監査委員の出席を求めています。また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告は配付のとおりでありますので、御参照願います。

さて、今議会にただいままで提出されました案件は、報告第13号の1件、認定第1号から認定第14号までの14件、議案第109号から議案第124号までの16件、陳情第9号の1件、計32件であります。

○議長（長沼久利） これより本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

○議長（長沼久利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、17番高橋信雄さん、18番伊藤順男さんを指名いたします。

○議長（長沼久利） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から9月25日までの29日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月25日までの29日間と決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第3、提出議案の説明を行います。

報告第13号の1件、認定第1号から認定第14号までの14件、議案第109号から議案第

124号までの16件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。

今市議会定例会におきましては、令和5年度各会計決算の認定などの議案の御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、豪雨災害についてであります。

市内各地に甚大な被害をもたらした7月24日からの豪雨災害から、早いもので1か月余り経過いたしました。

いまだ被害の全容を十分に把握し切れていない状況にありますが、本市にとって未曾有の大災害といっても過言ではなく、私といたしましては、大変深刻な思いを持ちながら、これまで災害対応に当たってきたところであります。

市民には人的被害が発生しなかったものの、大仙市の方が、本市にて災害によりお亡くなりになりました。ここに、深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方には慎んでお悔やみを申し上げます。

また、家屋の床上・床下浸水などの被害により、それまでの平穏な日々の暮らしが激変し、本来の日常をいまだ取り戻せていない多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

市といたしましても、1日でも早く、住み慣れた場所での生活が再開できるよう、全力で取り組んでまいり所存であります。

また、このたびの災害の大きな特徴といたしましては、河川の堤防決壊や越水などもあって、農地や農業用施設に係る被害箇所が、過去に例を見ないほど膨大な箇所になっているという点が挙げられますが、生産の場である農地と生産活動を支える農業用施設については、農業というなりわいに欠かすことのできない大切な産業資産でありますので、今後の農業生産に支障が生じることのないよう、速やかな復旧に努めるとともに、農家の皆様が引き続き意欲を持って営農活動に取り組んでいただけるよう、ハード・ソフトの両面からきめ細やかに支援してまいります。

さらには、現在通行止めとなっている市道が58か所に及んでおり、市民の皆様には大変な御不便をおかけしているわけですが、現場の状況を十分に見極めるとともに、安全性の確保を最優先としながら、可能な限り早期に通行ができるよう取り組んでまいります。

次に、今後の復旧に関する基本的な考え方についてであります。被災箇所が相当な数に上っていることを踏まえ、復旧箇所の緊急性などプライオリティーをつけて進めていくことが重要であると考えており、市民の日常生活との関わりや利用頻度、周辺の復旧箇所の整備スケジュールなど様々な事項を考慮した上で、めり張りのある効果的な復旧に努めるとともに、地域の皆様に工事の計画等を丁寧に説明し、御理解をいただきながら進めてまいります。

また、災害復旧に伴う財源の確保に向け、公共土木等と農地・農業用施設につきましては、国庫補助のある災害復旧事業の活用を基本に、補助の要件を満たさない公共土木等については単独災害復旧事業により、同じく農地・農業用施設については市単独の補

助事業により対応することとしております。

なお、激甚災害の指定を受けることにより災害復旧事業における国の補助率が大きく上がり地方負担が軽減されることから、これまで岸田首相をはじめ、関係大臣等に強く要望してきたところであり、できるだけ早期の指定を期待するものであります。

次に、これまでの予算措置についてであります。発災以降、予備費を活用しながら緊急的な対応を行うとともに、専決処分を含む累次の補正予算により、復旧に向けた経費を計上してきたところであり、今後とも必要な経費については時期を失することなく計上したいと考えておりますので、議員の皆様には、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、被災者の生活支援についてであります。避難所につきましては、家屋が被害を受けたことにより自宅に戻ることが困難な方々に市営住宅への入居を調整した結果、入居が無事完了したことから、最後となっていた由利地域の善隣館の避難所を8月23日をもって閉鎖したところであります。

また、生活再建に必要な罹災証明書等につきましては、8月23日現在で、申請のあった146件全てに対し発行済みとなっており、また、災害見舞金につきましても住家への被害等に遭われた支給対象世帯のほぼ全ての方へ支給が完了しており、併せて、その他の各種支援策については、制度の周知等を図っているところであります。

次に、8月23日現在の被災状況について申し上げます。

これまで把握されている被害につきましては、住家の全壊が1棟、大規模半壊が9棟、中規模半壊が12棟など計98棟、また、非住家等の浸水が48件となっております。

公共土木施設につきましては、道路449か所、河川71か所の被害が確認されており、豪雨の直後は、市が管理する道路の92路線で通行止めとなっていたところでありますが、孤立集落解消等を目指した応急措置や冠水解消などにより3割ほどが解除され、現在は、58路線が通行止めの状況となっております。

農地被害につきましては、水田畦畔の崩落や土砂流入等の被害が2,350件となっており、その他、農道、水路、ため池などの農業用施設も1,083件の被害が発生しております。

詳細な被害額については、今なお精査中ではありますが、農地・農業用施設の被害額を合わせますと約80億円と見込んでおり、このほかにも冠水による農作物被害や林道、山地被害についても過去に例を見ない災害規模となっております。

また、公共土木施設である道路や河川に係る被害状況を調査いただいた国土交通省の緊急災害対策派遣隊、テックフォースにつきましては、8月19日に活動を終了いたしました。

なお、こうした被災状況の把握につきましては、7月30日、岩手河川国道事務所からの先遣隊4名を皮切りに、8月6日から19日までの間、関東・中部・東北の各地方整備局からも派遣があり、延べ64名のテックフォースのほか、農地等の被害調査では、農林水産省のサポートアドバイスチームであるマフサットをはじめとした27名の職員の方々、また、そのほかの業務でも、秋田県から延べ32名の職員の皆様、福島県いわき市からは3名の職員の方に支援をいただいております。

多くの皆様が、連日の猛暑の中、被害調査等の業務を行っていただいたところであ

り、衷心より感謝を申し上げる次第であります。

今後、本格的に公共土木施設や農業施設等の復旧工事に向けた事務作業を行っていくこととなりますが、被災箇所が広範囲に及んでいることに加え、件数が膨大であることから、被災箇所全ての復旧には、かなりの時間を要する見通しであります。

また、これらの復旧には、莫大な事業費が必要となりますが、本市の財政力での対応にも限界があることから、先に申し上げましたとおり、国の災害復旧事業の活用を基本にしたいと考えており、現在、国等への申請箇所の選定や概算事業費の積算を鋭意進めているところであります。

今後、国の査定を受ける必要がありますが、それまでには一定程度の時間を要することから、緊急の対応が必要な箇所については、査定前の着工について、国からの承認を受け、応急工事の実施も視野に入れて対応してまいります。

次に、本市に対する全国からの支援についてであります。全国各地の個人、団体より多くの御支援をいただいております。8月23日現在、企業版ふるさと納税で1件、100万円、ふるさと納税で358件、323万円、個人や団体等の寄附で20件、587万1,006円を受領いたしております。

この場をお借りいたしまして、御寄附いただいた皆様の温かな御支援に心より感謝を申し上げます。

このたびの災害は多くの被害をもたらしただけでなく、本市に、そして私たちに様々な課題を突きつけたようにも感じているところであります。

今後、復旧作業の早期実施と並行して、いかに多くの教訓を、このたびの災害から学び取ることができるのかが極めて重要であると考えており、庁内においては、避難情報の発令や避難所開設と運営の在り方、災害廃棄物の処理方針、迅速な家屋調査と罹災証明書発行など多岐にわたる課題一つ一つを丁寧に掘り下げて検証を行い、今後の教訓として生かしていくことが、このたびの大災害を経験した者の使命であることを深く自覚し、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいるとともに、復旧に終わることなく、安全・安心な市民生活を守るための次なる備えの充実強化にしっかりと結びつけてまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、被害に遭われなかった方々も含めまして、いま一度、このたびの災害を振り返っていただき、いかに自らの命を自らが守るべきかについて改めて思いをはせていただきますようお願いを申し上げます。

次に、稲作の状況についてであります。

米穀データバンクが発表いたしました今年の水稲作柄につきましては、全国的におおむね天候に恵まれて推移していることから、全国平均では、作況指数101の平年並みと発表され、本県においても100の平年並みと見込まれているところであります。

本市の主食用米の生産動向については、民間在庫量の減少等による米価上昇を見込み前年より飼料用米や備蓄用米などを減少させたことから、6月末時点で、昨年を177ヘクタール上回る、5,179ヘクタールの作付となっているところであります。秋田県農業再生協議会が作成した生産の目安の数値より46ヘクタール下回っており、今年も需要に応じた米の生産が行われております。

しかしながら本市においては、先に申し上げました7月の豪雨により、浸水・冠水・

土砂流入など耕作水田の約1割に当たる約867ヘクタールが破災しただけではなく、農業用道路や用排水路についても、決壊・崩落などの被害が多く発生し、十分な用水の確保が難しい状況にあるほか、多くの農業機械や秋田しんせい農協の乾燥調製施設の浸水もあり、優良な米の産地の本市にとって、今後の生育状況・生産体制が心配される状況となっております。

こうした状況を踏まえ、市といたしましては、引き続き、農家の皆様が意欲を持って安心して営農に取り組むことができるよう、様々な支援を行ってまいります。

一方、被害がなかった地域においても、今後、高温傾向の懸念とともに、病害虫の被害や台風の動向等が収量・品質に与える影響などに十分留意しながら、適切な生育管理をしていただくようお願いいたします。

次に、第49回社会人野球日本選手権大会出場が決定したTDK硬式野球部についてであります。

去る8月12日に長野市で開催されましたJABA長野県知事旗争奪大会において、TDK硬式野球部が見事優勝し、10月29日から開催される第49回社会人野球日本選手権大会への出場が決定いたしました。

4大会連続13回目の出場であり、市といたしましても、本大会での活躍を期待するとともに、前回と同様に市を挙げて応援してまいりたいと考えているところであります。

諸般の報告は、以上であります。

それでは、提出議案につきまして概要を御説明申し上げます。

このたびの、第3回市議会定例会に提出いたします案件は、専決処分報告1件、決算認定14件、人事案件2件、条例関係1件、その他の案件5件に加え、予算関係8件の計31件であります。

初めに、専決処分報告についてであります。

報告第13号令和6年度一般会計補正予算（専決第4号）につきましては、7月24日からの豪雨災害に対応する主な経費といたしまして、農林水産業費で農業用施設災害復旧費補助金等を、消防費で災害復旧救済補助金を、災害復旧費で農地農業用施設災害復旧事業費及び公共土木施設災害復旧費等を追加したものであり、これらの財源といたしましては、国庫支出金及び市債のほか、一般財源分を地方交付税及び前年度繰越金で手当し、補正額として44億2,440万3,000円を増額し、補正後の予算総額を577億4,570万4,000円とし、8月19日付で専決処分したものであります。

なお、この後に御説明いたします議案第117号一般会計補正予算（第10号）においても、災害復旧に係る経費の補正をお願いすることとしており、さらに本日の議決をお願いしたいと考えていることから、本案件につきましても、本日の承認をお願いするものであります。

次に、認定第1号から第14号までの令和5年度各会計の決算認定であります。これらは、地方自治法や地方公営企業法の規定により、各会計の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を得ようとするものであります。

なお、詳細につきましては、決算の概要及び決算書を御覧くださいますよう、お願いいたします。

次に、人事案件についてであります。

議案第109号監査委員の選任についてであります。これは、識見を有する者のうちから選任される監査委員の任期満了に伴い、高橋真理子氏を再任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第110号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。これは、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、新田実生子氏を再任候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、条例関係であります。

議案第111号国民健康保険条例の一部を改正する条例案であります。これは、国民健康保険法の改正に伴い、被保険者証が廃止されることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第112号市道路線の廃止について及び議案第113号市道路線の認定についての2件であります。これらは、開発行為による市道路線の見直しに伴い、薬師堂33号線をはじめとする4路線を廃止し、再度認定するとともに、薬師堂41号線を新たに認定しようとするものであります。

次に、議案第114号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、規約の一部変更に関する関係市町村との協議について、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第115号本荘由利広域市町村県組合規約の一部変更についてであります。これは、移行プランに基づき、令和7年度から介護保険者に関する事務を各市に移管することに伴い、規約の一部を変更することについて、にかほ市と協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第116号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者に関する事務の委託の廃止についてであります。これは、介護保険者に関する事務の委託を令和6年度で廃止することについて、組合と協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、予算関係についてであります。

議案第117号令和6年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、7月8日から大雨及び7月24日からの豪雨災害に対応する主な経費といたしまして、災害復旧費で、農地農業用施設災害復旧事業費及び公共土木施設災害復旧費等を追加いたします。

この財源といたしましては、国・県支出金及び市債のほか、一般財源分を地方交付税で手当し、補正額として100億3,969万3,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は、677億8,539万7,000円となります。

なお、この補正予算につきましては、早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第118号令和6年度一般会計補正予算（第11号）につきましては、主な経費といたしまして、総務費で地域おこし協力隊起業支援補助金等を、農林水産業費で松くい虫被害拡大防止事業費補助金等を、商工費で第三セクター運営費補助金等を追加いたします。

これらの財源といたしましては、国庫支出金や市債のほか、一般財源分を地方交付税及び財政調整基金繰入金で手当し、補正額として1億8,307万4,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は、679億6,847万1,000円となります。

次に、議案第119号令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額として78万4,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は10億7,842万3,000円となります。

次に、議案第120号令和6年度情報センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額として1,261万9,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は2億1,691万円となります。

次に、議案第121号令和6年度松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額として46万2,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は146万1,000円となります。

次に、議案第122号令和6年度水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出において、22万円を追加しようとするものであり、補正後の支出総額は44億7,694万5,000円となります。

次に、議案第123号令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入において160万円を追加しようとするものであり、補正後の収入総額は55億4,279万8,000円となります。

また、収益的支出において2,002万円を追加しようとするものであり、補正後の支出総額は64億2,734万7,000円となります。

次に、議案第124号令和6年度ガス事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出において2万円を追加しようとするものであり、補正後の支出総額は17億4,031万8,000円となります。

なお、補正予算の内容につきましては、補正予算概要を御覧くださいますようお願いいたします。

以上が、第3回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（長沼久利） これにて提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第109号及び議案第110号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第109号及び議案第110号の2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第109号及び議案第110号の2件については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第109号及び議案第110号の2件については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第４、議案第109号監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、高橋真理子氏に係る選任であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案の採決は、無記名投票をもって行います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって本案の採決は、無記名投票をもって行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

【高野書記議場閉鎖】

○議長（長沼久利） ただいまの出席議員は、議長を除く20名であります。

念のために申し上げます。原案に同意することに賛成の皆さんは賛成と、原案に同意することに反対の皆さんは反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、それ以外の記載については、否とみなします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第２項の規定により、否とみなします。

繰り返します。原案に同意する皆さんは賛成と、不同意の皆さんは反対と記載してください。

これより投票を行います。

投票用紙の配付をいたします。

【村上、松山、高野書記投票用紙配付】

○議長（長沼久利） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【松山書記投票箱確認】

○議長（長沼久利） 異状なしと認めます。

点呼を命じます。

【齋藤次長の点呼に応じ各議員投票】

○議長（長沼久利） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【高野書記議場開鎖】

○議長（長沼久利） これより開票を行います。

この際、会議規則第31条第２項の規定により、立会人に６番松本学さん、12番堀井新太郎さん、15番正木修一さんの３名を指名いたします。よって、３名の皆さんの立会いをお願いいたします。

【立会人松本学議員、堀井新太郎議員、正木修一議員の立会いの上、
齋藤次長、村上書記開票】

○議長（長沼久利） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数20票、これは、先ほどの議長を除いた出席議員数に符号しています。

そのうち、賛成20票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり、賛成が全員であります。よって議案第109号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

ただいま選任されました高橋真理子氏に御入場をいただき、御挨拶をお願いしたいと思います。

【高橋真理子氏 入場・登壇】

○（高橋真理子） このたびの監査委員の選任に当たりまして、議員の皆様より御同意いただきました高橋真理子でございます。

私は、平成28年からこれまで監査委員を務めて、その職責の重要性を実感してまいりました。これまでの経験を生かして行政の効率化、適正化を目標とし、より公正な監査に務めてまいります。皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。（拍手）

○議長（長沼久利） 日程第5、議案第110号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、新田実生子氏の推薦であります。

本案は、直ちに採決いたします。

本案については、異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第110号は、異議ないものと決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第6、これより先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、報告第13号及び議案第117号の2件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

.....
午前10時45分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、報告第13号及び議案第117号の2件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第7、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

議案委員会付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休 憩

.....

午後 1時29分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（長沼久利） 日程第8、これより報告第13号及び議案第117号の2件を一括上程し、委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。15番正木修一さん。

【正木修一総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（正木修一） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について、御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として審査付託になったのは、専決処分報告1件、補正予算1件の計2件であります。

初めに、報告第13号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告であります。審査付託になったのは、歳入10款、19款、歳出2款、9款、13款及び地方債であります。

これは、7月24日から大雨による災害に対応するもので、歳出各款に係る一般財源対応分として、歳入10款地方交付税では普通交付税を、19款繰越金では前年度繰越金を増額したものであります。

歳出2款総務費では、大平キャンプ場付近の市有地崩落による土砂や倒木撤去に要する委託料の増額、9款消防費では、自宅敷地内の土砂撤去費用を助成する災害復旧救済補助金の増額、歳出13款予備費では、災害復旧等に係る応急対応経費を増額したものであります。

また、地方債では、農地農業用施設災害復旧事業の追加と公共土木施設災害復旧事業など2事業の起債限度額を変更したものであります。

これらは、8月19日付で専決処分したものであり、早期復旧に向けて緊急やむを得ないと認め、報告のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第117号一般会計補正予算（第10号）であります。審査付託になったのは、歳入10款及び地方債であります。

歳入10款地方交付税では、歳出6款、11款に係る財源として普通交付税を増額、地方債では、県単局所防災事業の追加と公共土木施設災害復旧事業など3事業の起債限度額を変更しようとするもので、早期の執行が必要なことから、本日議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。16番吉田朋子さん。

【吉田朋子教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（吉田朋子） 教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告いたします。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりましたのは、専決処分報告1件です。

報告第13号一般会計補正予算（専決第4号）について審査付託になりましたのは、歳出3款民生費です。

これは、7月24日からの大雨災害への対応のため、災害ボランティアセンター設置運営費及び被災者見舞金支給費の追加を、8月19日付で専決処分したものであり、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものとしました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番泉谷赳馬さん。

【泉谷赳馬産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（泉谷赳馬） 産業建設常任委員会の審査の経過と概要及び結果を御報告いたします。

本日、先決を要する議案として、当常任委員会に審査付託となった案件は、補正予算専決処分報告1件、補正予算1件の計2件です。

報告第13号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告において、当常任委員会へ付託となったのは、歳入14款、21款、歳出6款、8款、10款、11款です。

歳入14款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金を、21款市債では農地農業用施設・林道・公共土木施設災害復旧事業債を追加したものです。

歳出では、6款農林水産業費で農業用施設及び山地災害の復旧に係る市単独補助金を増額。8款土木費では、災害救助法による被災住宅の応急修理のための被災住宅復旧費を追加。

10款教育費では由利地域のサンライフテニスコートの崩落したのり面の土砂撤去に係る修繕料を追加。

また、11款災害復旧費では、農地農業用施設・林道・公共土木施設災害復旧事業において、測量設計委託料及び工事費を追加したものです。

これらは7月24日からの大雨による災害復旧費を8月19日付で専決処分したものであり、緊急やむを得ないものと認め、承認すべきものと決定しました。

次に、議案第117号一般会計補正予算（第10号）において、当常任委員会へ付託となったのは、歳入14款、15款、21款、歳出6款、11款です。

これらは、7月の大雨による災害復旧費を追加しようとするものであり、歳出6款農林水産業費では治山事業費を、11款災害復旧費では農地農業用施設・林道・公共土木施設災害復旧事業費を追加するものです。

また、歳入では、これらの財源として14款国庫支出金、15款県支出金及び21款市債を追加するものです。

以上御報告しました補正予算1件については、早期の執行が必要なことから、本日議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、各案件の審査において、委員より、「生活道路について、当局においても対応していると理解するが、可能な限りの早期復旧を願う」との発言が、また、「甚大な被害をもたらしたこのたびの豪雨災害の復旧への当局担当の皆様の御尽力に感謝するとともに、一刻も早く市民の皆様が、平穏な生活を取り戻せるよう引き続き対応いただきたい」との発言がありましたことを御報告いたします。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案等についての討論、採決を行います。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（長沼久利） 日程第9、報告第13号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって報告第13号は、承認することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第10、議案第117号一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

総務及び産業建設両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第117号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明29日から9月3日までは、議案調査等のため休会、4日午前9時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、4日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時43分 散 会